



平成 18 年 9 月 1 日

各 位

株式会社 ヨロズ

横浜市港北区樽町三丁目7番60号
代表取締役社長 志藤 昭彦
(コード番号 7294 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部長 河原 清
(TEL.045-543-6802)

転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

平成 18 年 9 月 1 日開催の当社取締役会において、130%コールオプション条項付第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債の募集につきましては、払込金額(本社債額面 100 円につき金 100 円)と異なる価格(発行価格、本社債額面 100 円につき金 102.5 円)で一般募集を行います。

記

1. 社債の名称 株式会社ヨロズ 130%コールオプション条項付第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債の総額 金 50 億円
3. 各社債の金額 金 100 万円の 1 種
4. 新株予約権付社債の発行とその形式 本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとし、当該新株予約権付社債券は無記名式とする。本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債券について、記名式とすることを請求することはできない。
5. 利率 未定(年 0.0%を仮条件とする。)
6. 払込金額 額面 100 円につき金 100 円
7. 発行価格 額面 100 円につき金 102.5 円
8. 償還価額 額面 100 円につき金 100 円
ただし、第 12 項第(2)号又は第(3)号に定める繰上償還の場合は、各号に定める価額による。
9. 分割譲渡の禁止 本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
10. 物上担保及び保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
11. 社債管理者 株式会社みずほ銀行
12. 償還の方法及び期限

(1) 本社債の元金は、平成 23 年 9 月 30 日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還及び買入消却に関しては、本項第(2)号、第(3)号、第(5)号及び第(7)号に定めるところによる。

ご注意： この文書は、当社の 130%コールオプション条項付第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる合併、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転、当社が吸収分割会社となる吸収分割、又は当社が新設分割会社となる新設分割（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行うことを当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で決議した場合には、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において残存する本社債の総額（一部は不可。）を額面100円につき、償還すべき日が属する次の期間に応じて、次の価額で繰上償還することができる。

平成18年9月21日から平成19年9月30日までの期間については金104円

平成19年10月1日から平成20年9月30日までの期間については金103円

平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間については金102円

平成21年10月1日から平成22年9月30日までの期間については金101円

平成22年10月1日から平成23年9月29日までの期間については金100円

(3) 130%コールオプション条項

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある20連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額（第13項第(7)号に定める転換価額とする。ただし、転換価額が第13項第(9)号によって調整された場合は調整後の転換価額とする。）の130パーセント以上であった場合、平成19年10月1日以降いつでもその時点において残存する本社債の総額（一部は不可。）を、額面100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合、当該株式分割等の基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、当該基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日。以下本号において同じ。）の3取引日前の日から当該株式分割等の基準日（当日を含む。）までの4取引日についての本条項の適用にあたっては、第13項第(9)号

bの規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）を既発行普通株式数として、当該株式分割等により発行されることとなる株式数を交付普通株式数として、第13項第(9)号の転換価額調整式に当てはめて計算された転換価額をもって、当該各取引日に適用ある転換価額とする。

- (4) 本社債を償還すべき日（本項第(2)号又は第(3)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。）が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (5) 本項第(2)号又は第(3)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に係る本新株予約権は、本社債の償還により第13項第(4)号の規定に従って行使できなくなるによりその全部が消滅する。
- (6) 第13項第(14)号に基づき本新株予約権の行使の効力が生じたことを条件として、当該本新株予約権に係る行使書に記載された当該本新株予約権の行使の年月日に、当該本新株予約権に係る本社債について償還期日が到来するものとする。
- (7) 本新株予約権付社債に係る本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。かかる買入消却を行った場合には、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権については第13項第(5)号の規定に従って行使できなくなるにより消滅する。

13. 本新株予約権の内容及び数

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計5,000個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否及びその理由

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

ご注意： この文書は、当社の130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債から分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権の価値が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。本新株予約権の目的である当社普通株式の株式数は、本項第(4)号に従い行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を本項第(7)号に定める転換価額(ただし、本項第(9)号に定めるところにより調整された場合は、調整後の転換価額)で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者は、平成18年10月2日から平成23年9月29日(第12項第(2)号又は第(3)号に定めるところにより、平成23年9月29日以前に本社債が償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使できる。ただし、組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合(本項第(17)号に定めるところにより、再編承継会社(本項第(17)号に定義される。以下同じ。)の新株予約権を交付し、再編承継会社が本社債に係る債務を承継する場合に限る。)は、当社が本新株予約権の行使を停止する期間(組織再編行為の効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間)は、本新株予約権を行使することができない。この場合には必要な事項をあらかじめ書面で社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要な事項を公告する。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することができないものとし、当社が本新株予約権付社債を買入れ、当該本新株予約権付社債について本社債を消却した場合における本新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部については、行使することができない。

(6) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る本社債の全部を出資する。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

転換価額は、当初未定とする。ただし、本項第(9)号に定めるところにより調整されることがある。なお、転換価額とは、本新株予約権の行使により当社普通株式を発行又は当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう。

当初の転換価額は、平成18年9月11日(月)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値)に、106%から110%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げる。なお、上記計算の結果算出される転換価額が1,077円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

ご注意： この文書は、当社の130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から本号 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{時価} \end{array}}}{\begin{array}{r} \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \end{array}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 本号 b に定める時価を下回る金額を募集株式の払込金額として、その発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社普通株式の株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- b. 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。

- c. 本号 b に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本号 b に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）。

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。

ご注意： この文書は、当社の 130% コールオプション条項付第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

d. 本号 c における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

e. 本号 a から c の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 a から c にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(15)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

a. 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

b. 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし本号 e の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

c. 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本号 b の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

ご注意： この文書は、当社の 130% コールオプション条項付第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- d. 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後の転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。
- e. 本号 a から c に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

本号 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

- a. 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - b. その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - c. 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (10) 本項第(9)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要な事項を公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。本号 の場合の公告の方法は第 27 項に定める。
- (11) 本新株予約権の行使受付事務は、第 33 項に定める行使受付場所(以下「行使受付場所」という。)においてこれを取り扱う。
- (12) 本新株予約権の行使取次事務は、第 34 項に定める行使取次場所(以下「行使取次場所」という。)においてこれを取り扱う。
- (13) 本新株予約権付社債の新株予約権者が本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使書に、行使しようとする本新株予約権付社債を表示し、当該本新株予約権の内容及び数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権付社債券を添えて行使期間中に行使受付場所にこれを提出するものとする。登録をした本新株予約権付社債に付された本新株予約権を行使する場合は、本号 の行使書に行使しようとする本新株予約権付社債を表示し、当該本新株予約権の内容及び数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、第 31 項に定める登録機関を経由して、行使期間中に行使受付場所にこれを提出するものとする。本新株予約権付社債の新株予約権者が本新株予約権を行使しようとするときは、行使取次場所に行使に要する書類を提出して、本号 及び に定める手続の取次を依頼することができる。行使受付場所又は行使取次場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (14) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部が行使受付場所に到着した日に発生する。
- (15) 当社は、行使の効力発生後、当該行使された本新株予約権の新株予約権者に対し、すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については、株券を交付しない。
- (16) 当社が単元株式数の定めを廃止又は変更する場合等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。
- (17) 当社が、組織再編行為を行う場合は、第 12 項に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当

ご注意： この文書は、当社の 130% コールオプション条項付第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編承継会社」という。)の新株予約権で、以下 から までの内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は再編承継会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権付社債の社債要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編承継会社の承継新株予約権を交付し、再編承継会社当社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編承継会社の承継新株予約権の数は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

承継新株予約権の目的たる再編承継会社の株式の種類は、再編承継会社の普通株式とする。承継新株予約権の目的たる再編承継会社の株式の数は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を本項第(9)号に準じた調整を行った上、本項第(3)号に準じて決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、本項第(9)号に準じた調整を行う。

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各本社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本社債の金額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間は、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日(当社が本項第(4)号ただし書に定める期間を設定したときは、当該期間の末日の翌銀行営業日)のうちいずれか遅い日から、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項は、本項第(5)号及び第(6)号に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、本項第(8)号に準じて決定する。

14. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定義される新株予約権付社債のうち、当該新株予約権付社債に係る新株予約権者が新株予約権を行使するときに、当該新株予約権付社債に係る社債を出資する旨定められたものをいう。

本号 に基づき設定した担保権が未償還の本社債の元金を担保するに十分でない場合、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。

- (2) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために当社の有する特定の資産を留保(以下「留保資産提供」といい、かかる特定の資産を「留保資産」という。)する場合には、本新株予約権付社債にも、社債管理者が適当と認める留保資産提供を行う。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の特約を締結する。

ご注意： この文書は、当社の 130% コールオプション条項付第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

本号の契約において、当社は社債管理者との間に次のaからgについても特約する。

- a. 当社は、本号の契約締結の時点において、留保資産のうえには本新株予約権付社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利（以下「抵当権等」という。）又はその設定の予約もしくは設定の予約と同視しうるものが存在しないことを保証し、また本社債の未償還残高が存する限り、社債管理者の事前の書面による承諾なしに留保資産のうえに抵当権等を設定し、又はその設定の予約もしくは設定の予約と同視しうる行為をしない旨。
- b. 当社は、社債管理者の事前の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡又は貸与しない旨。
- c. 当社は、原因の如何にかかわらず留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、ただちに書面により社債管理者に通知する旨。
- d. 当社は、社債管理者が必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。
- e. 当社は、本社債の未償還残高の減少又はやむを得ない事情がある場合には、社債管理者の事前の書面による承諾を得て、留保資産の一部又は全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、又は留保資産から除外することができる旨。
- f. 当社は、社債管理者が本新株予約権付社債権保全のために必要と認め請求したときは、ただちに本新株予約権付社債のために、留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。
- g. 前記fの場合、留保資産のうえに担保付社債信託法第4条第1項に定める担保権を設定できないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する旨。

(3) 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権が設定されている、又は留保資産提供が行われている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合は、本項第(1)号及び本項第(2)号は適用されない。

15. 担保付社債への切換

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。
- (2) 当社が、第14項又は前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告する。

16. 特定資産の留保

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために社債管理者が適当と認める留保資産提供を行うことができる。
- (2) 前号の場合、第14項第(2)号の規定を準用する。

17. 担保提供制限に係る特約の解除

- (1) 当社が、第14項第(1)号又は第15項第(1)号により本新株予約権付社債のために本新株予約権付社債の未償還残高と残存期間の利息総額の合計金額以上の担保価値を有する担保権を設定した場合、以後、第14項第(1)号、第14項第(2)号及び第20項第(3)号は適用されない。
- (2) 当社が、第14項第(2)号又は第16項により本新株予約権付社債のために一旦留保資産提供を行った場合、以後、第14項第(2)号に規定する事由が新たに発生しても、その事由に対しては第14項第(2)号は適用されない。

18. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債全額について期限の利益を失う。ただし、第14項第(1)号又は第

ご注意： この文書は、当社の130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

15項第(1)号により当社が本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本項第(2)号又は第(4)号に該当しても期限の利益を失わない。

- (1) 当社が第12項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第14項第(1)号又は第14項第(2)号に違背したとき。
- (3) 当社が、第13項第(9)号及び第(10)号、第15項第(2)号、第19項、第20項第(2)号及び第(3)号、第21項、第24項又は第27項に定める規定のいずれかに違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしないとき。
- (4) 本社債の払込期日以降、当社の各事業年度に係る損益計算書(会社計算規則によるものとし、監査済であることを要す。)に示される経常損益が3期連続して損失となった場合、その3期目の事業年度の末日より4か月を経過したとき。ただし、3期目の経常損失金額が2期目より減少しており、かつ、当該3期間の経常損失累計額が当該連続経常損失発生1期目直前の事業年度に係る貸借対照表(会社計算規則によるものとし、監査済であることを要す。)に示される純資産の部の金額の30%以内であるときを除く。
本号 ただし書の場合、翌事業年度においても引き続き経常損失となった場合には、当該事業年度の末日より4か月を経過したとき。
- (5) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (6) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の者が発行した社債もしくはその他当社以外の者の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをしたとき、当社の取締役会において解散を目的とする株主総会を招集する旨の決議を行ったとき、又は当社の清算人が特別清算開始の申立てをしたとき。
- (8) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続の開始決定、特別清算開始の命令を受け、又は解散(合併の場合を除く。)したとき。
- (9) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じ、社債管理者が、本社債の存続を不適当であると認めたとき。

19. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、証券取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写を事業年度終了後3か月以内に社債管理者に提出する。半期報告書についても有価証券報告書の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書又は訂正報告書を財務局長等に提出した場合には、遅滞なくこれらの写を社債管理者に提出する。ただし、当社が証券取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う場合には、本号に規定する書類の提出に代えて電子開示手続を行った旨の書面を遅滞なく社債管理者に提出することにより、本号に規定する書類の社債管理者への提出を省略することができるものとする。

20. 社債管理者に対する通知

ご注意： この文書は、当社の130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (1) 当社は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿及び新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
 - 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
 - 事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止もしくは廃止しようとするとき。
 - 資本金又は準備金の額の減少、自己株式の取得及び処分、組織変更、会社分割、合併（いずれも会社法において定義され、又は定められているものをいう。）をしようとするとき。
 - 株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社になろうとするとき。
- (3) 当社は、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保権を設定する場合、又は留保資産提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、債務の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。

21. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本新株予約権付社債の社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、又は義務を履行するために必要であると認めるときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

22. 社債管理者の事務の承継

- (1) 社債管理者又は社債管理者のうち当該いずれかの者は、以下 及び に定める場合その他正当な事由がある場合は、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。ただし、社債管理者において残存する者があるときは、当該残存する者のみで社債管理者の事務を行うことができる。
 - 社債管理者又は社債管理者のうちいずれかの者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合
 - 社債管理者又は社債管理者のうちいずれかの者と本社債の社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合
- (2) 前号の場合には、当社並びに辞任及び残存する者（残存する者がいない場合は承継する者）は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

23. 社債権者の異議手続に関する特約

会社法第740条第2項本文の定めは、本新株予約権付社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者保護手続において、社債権者集会の手続によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

24. 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当社が第12項第(2)号に定める繰上償還をしようとする場合は、償還しようとする日の少なくとも2か月前にその旨並びにその金額及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知し、かつ、償還しようとする日の少なくとも1か月前に必要な事項を公告する。
- (2) 当社が第12項第(3)号に定める繰上償還をしようとする場合は、第12項第(3)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内に書面により、繰上償還をしようとする旨その他必要な事項を社債管理者に通知し、かつ当該最終日から15日以内かつ償還しようとする日に先立つ30日以上60日以下の期間内に償還に必要な事項を公告する。
- (3) 前2号の公告は、第27項に定める方法によりこれを行う。

ご注意： この文書は、当社の130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

25. 新株予約権付社債券の喪失等

- (1) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告のし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、その者に対して代り新株予約権付社債券を交付する。
- (2) 本新株予約権付社債券を毀損又は汚染したときは、その新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

26. 代り新株予約権付社債券の交付の費用

代り新株予約権付社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費(印紙税を含む。)を徴収する。本新株予約権付社債券の登録を抹消し、新株予約権付社債券を交付する場合も同様とする。

27. 社債権者に通知する場合の公告

- (1) 本新株予約権付社債券に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令又は本新株予約権付社債券の社債管理委託契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。
- (2) 当社が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令又は本新株予約権付社債券の社債管理委託契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にもこれを掲載する。

28. 社債権者集会

- (1) 本新株予約権付社債券及び本新株予約権付社債券と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の新株予約権付社債券(以下「本種類の新株予約権付社債券」と総称する。)の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに会社法第719条各号所定の事項を第27項に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の新株予約権付社債券の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の新株予約権付社債券の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の新株予約権付社債券の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の新株予約権付社債券を有する社債権者は、本種類の新株予約権付社債券の新株予約権付社債券又は社債登録内容証明書を当社又は社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

29. 申込期間

平成18年9月12日から平成18年9月19日

30. 新株予約権の割当日及び本新株予約権付社債券の払込期日(発行日)

平成18年9月20日

31. 登録機関

株式会社みずほ銀行

32. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

株式会社みずほ銀行、新光証券株式会社 他

33. 行使受付場所

ご注意： この文書は、当社の130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債券発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債券発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

34. 行使取次場所

株式会社みずほ銀行、新光証券株式会社 他

35. 募集方法

一般募集

36. 引受会社

新光証券株式会社を主幹事とする引受証券団

37. 申込取扱場所

引受会社の本店及び国内各支店

38. 引受会社の対価

引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格と引受会社より当社に払込まれる金額（本社債の払込金額）との差額の総額を引受会社の手取金とする。

39. 取得格付

B B B（トリプルB）（株式会社日本格付研究所）

40. 上場申請の有無

有（株式会社東京証券取引所）

41. 保管振替機構への同意

平成18年9月1日同意書提出

42. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長志藤昭彦に一任する。

43. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意： この文書は、当社の130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

今回の転換社債型新株予約権付社債発行による手取概算額 4,975 百万円については、全額設備資金に充当する予定であります。

重要な設備の新設の計画は平成 18 年 6 月 30 日現在以下の通りとなっております。

(重要な設備の新設等)

| 会社名 事業所名 | 所在地 | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達方法 | 着手及び完了予定年月 | |
|----------------------------|-------------------|-------------------|-------------|---------------|----------------------------|-------------|--------------|
| | | | 総額 (百万円) | 既支払額 (百万円) | | 着手 | 完了 |
| (株)ヨス (株)ヨス 栃木 に貸与) | (貸与事業所) 栃木県小山市 | 新車展開用設備 汎用生産設備 | 793 | | 新株予約権付社 債発行資金 | 平成 18 年 4 月 | 平成 19 年 3 月 |
| (株)ヨス (株)ヨス 大分 に貸与) | (貸与事業所) 大分県中津市 | 新車展開用設備 汎用生産設備 | 359 | | 新株予約権付社 債発行資金 | 平成 18 年 4 月 | 平成 19 年 3 月 |
| (株)ヨス 愛知 | 名古屋市港区 | 新車展開用設備 汎用生産設備 | 249 | 27 | 新株予約権付社 債発行資金 | 平成 18 年 4 月 | 平成 19 年 3 月 |
| (株)ヨス インジニア グ | 山形県東田川 郡三川町 | 汎用生産設備 | 275 | | 新株予約権付社 債発行資金 | 平成 18 年 7 月 | 平成 19 年 3 月 |
| ヨス オートモーティブ テ 社 | 米国 | 新車展開用設備 汎用生産設備 | 2,874 | 1,983 | 自己資金及び新 株予約権付社債 発行資金 | 平成 18 年 6 月 | 平成 18 年 10 月 |
| ヨス オートモーティブ ノ -アメリカ社 | 米国 | 新車展開用設備 | 603 | | 新株予約権付社 債発行資金 | 平成 18 年 7 月 | 平成 18 年 12 月 |
| ヨス タイランド 社 | 泰国 | 新車展開用設備 汎用生産設備 | 2,757 | 753 | 自己資金及び新 株予約権付社債 発行資金 | 平成 18 年 1 月 | 平成 18 年 10 月 |
| 广州萬宝井汽車 部件有限公司 | 中国 | 新車展開用設備 汎用生産設備 | 1,241 | 304 | 自己資金及び新 株予約権付社債 発行資金 | 平成 18 年 3 月 | 平成 18 年 10 月 |

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 上記新株予約権付社債発行資金は、今回の転換社債型新株予約権付社債発行に伴う手取金であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の転換社債型新株予約権付社債発行による調達資金につきましては、全額設備投資に充当し、競争力強化や新規需要への対応を図ることにより、今後の業績向上に寄与するものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、配当金につきましては、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに、増配を常に念頭におき事業の発展に努め、株主の皆様への利益還元を積極的に進めてまいります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記基本方針に基づき、業績並びに配当性向及び当社と当社事業環境を取り巻く諸事情を総合的に勘案して決定することとしております。

ご注意： この文書は、当社の 130% コールオプション条項付第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大・合理化投資及び厳しい経営環境に勝ち残るための新技術・新工法のために有効活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

| | 平成16年3月期 | 平成17年3月期 | 平成18年3月期 |
|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1株当たり当期純利益 | 68.06円 | 75.91円 | 49.05円 |
| 1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金) | 11.0円 (5.0円) | 12.0円 (6.0円) | 12.0円 (6.0円) |
| 実績配当性向 | 16.16% | 15.80% | 24.46% |
| 株主資本利益率 | 5.01% | 4.18% | 2.66% |
| 株主資本配当率 | 0.72% | 0.63% | 0.61% |

(注)1. 株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3. 平成14年3月期から自己株式を資本に対する控除項目としており、また、1株当たり当期純利益は発行済株式数から自己株式数を控除して算出してあります。

4. 平成15年3月期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用してあります。

3. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(2) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

| | 平成16年3月期 | 平成17年3月期 | 平成18年3月期 | 平成19年3月期 |
|---------------|----------|----------|----------|----------|
| 始 値 | 320円 | 978円 | 1,046円 | 1,510円 |
| 高 値 | 1,142円 | 1,200円 | 1,790円 | 1,652円 |
| 安 値 | 319円 | 789円 | 916円 | 960円 |
| 終 値 | 987円 | 1,066円 | 1,502円 | 1,267円 |
| 株価収益率 (連結) | 10.83倍 | 12.37倍 | 9.51倍 | -倍 |

(注)1. 平成19年3月期株価については、平成18年8月31日現在で表示してあります。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。

4. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

今回の資金調達を実施することにより、直近の発行済株式数に対する潜在株式の比率は16.7%となる見込みであります。

ご注意： この文書は、当社の130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(注)1. 潜在株式の比率は、今回発行する第2回無担保転換社債型新株予約権付社債が、全て行使され新たに発行される株式数を直近の発行済株式数(自己株式を含む)で除した数値であります。

なお、行使に際して当社自己株式を移転する場合、潜在株式は発生いたしません。

2. 予想転換価額：1,394円(平成18年8月31日の東証終値1,267円の10%アップ)

発行済株式数：21,455,636株(平成18年7月末現在)

以 上

ご注意： この文書は、当社の130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。